

いこま協創アンバサダー設置要綱

（設置）

第1条 生駒市（以下「市」という。）は、様々な分野で高い実績を有する者の強みを生かし、市の魅力を国内外に広く情報発信し、市の知名度の向上及びイメージアップを図るとともに、地域の発展に資する新たな価値を創出することを目的とし、いこま協創アンバサダー（以下「アンバサダー」という。）を設置する。

（活動）

第2条 アンバサダーの活動は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 広く国内外に市の魅力を紹介し、市の知名度向上を図ること。
- （2） インターネット等効果的と考えられる方法により、市の魅力及び情報を発信すること。
- （3） 市が実施するイベントに参加すること。
- （4） 自身が得意とする分野の強みを生かし、市のまちづくり及びイメージアップに資する提言や協力を行うこと。
- （5） その他市長が必要と認めること。

（推薦）

第3条 各課においてアンバサダーにふさわしい者がいるときは、いこま協創アンバサダー推薦書（別記様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定するいこま協創アンバサダー推薦書の提出があったときは、速やかに生駒市行政経営会議規則（平成25年生駒市規則第31号）第1条第1号に定める行政経営会議に付議するものとする。

（選考）

第4条 アンバサダーの適正な選考を行うため、行政経営会議に諮って選考するものとする。

（委嘱）

第5条 アンバサダーは、次に掲げる要件をいずれも満たす者のうちから、本人の同意を得て市長が委嘱する。

- （1） 市の出身者又は居住経験者
- （2） 特定分野において高い実績を有する者
- （3） その他市長が前条各号に掲げる活動に適していると認める者

（任期等）

第6条 アンバサダーの任期は、委嘱の日の属する月の1日から起算して3年とする。

2 アンバサダーの再委嘱は妨げないものとする。

（辞職及び解嘱）

第7条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、任期中であっても解嘱することができる。

- （1） アンバサダーが自己の都合により辞任を申し出たとき。

- (2) アンバサダーがアンバサダーの名を利用して、宗教活動及び政治活動のほか、市の許可なく物品の販売、サービスの提供など営利活動を行ったとき。
- (3) アンバサダーが公序良俗に反する等アンバサダーとしてふさわしくない行為、言動があったとき。
- (4) アンバサダーがある一定の期間のみ活動するなど、継続的な活動が期待できないとき。
- (5) その他市長がその任に適當でないと認めたとき。

(報酬等)

第 8 条 アンバサダーには報酬は、支給しない。ただし、市の要請等により第 2 条第 3 号及び第 4 号に掲げる活動において、市長が認めた場合は、予算の範囲で謝礼金等を支払うことができる。

2 市長は、アンバサダーが活動を行うことができるように、次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 名刺
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(守秘義務)

第 9 条 アンバサダーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 10 条 アンバサダーに関する庶務は、広報広聴課において処理する。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、アンバサダーに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 0 日から施行する。